

# 令和4年度 千代田区食品衛生監視指導計画の実施結果の概要

## I 食品衛生上、危険度の高い業種や施設について監視回数の目標を設定して、重点的に監視・指導をおこないました。

### 1 立入り回数

千代田保健所が令和4年度に行った、対象施設への立入り総回数は 4,637 回でした。立入り検査目標回数は 7,000 回でしたので、計画達成率 66.2%で、目標に達しませんでした。

立入り検査した主な内容は、以下の通りです。

#### (1) 最重点監視対象(年間4回以上監視を行う施設)

千代田区内では、食中毒の原因施設と断定した8施設に対し、再発防止を目的として延べ 69 回の監視をしました。監視回数の目標(32 回)に達しました。(達成率 215.6%)

#### (2) 重点監視対象A(年間2回以上監視を行う施設)

重点監視対象A(対象施設数 242 軒)に該当する施設について、延べ 148 回を監視しました。監視回数の目標(622 回)に達しませんでした。(達成率 30.6%)

新型コロナウイルス感染症拡大により、立入り調査回数が減ったためです。

内訳は次の通りです。

大規模宴会施設を有する飲食店(対象施設数 203 軒)について、延べ 94 回の監視をしました。

食品の販売量の多い大規模小売店(対象施設数 39 軒)に対して、延べ 54 回の監視をしました。

#### (3) 重点監視対象B(年間1回以上監視を行う施設)

重点監視対象B(対象施設数 3,290 軒)に該当する施設について、延べ 1,363 回の監視をしました。監視回数の目標(3,290 回)に達しませんでした。(達成率 41.4%)

内訳は次の通りです。

食中毒の原因となりやすい食品を提供していた飲食店、ふぐ認証施設、生食用魚介類・生食肉提供施設(対象施設数 1,644 軒)に対して、延べ 846 回の監視をしました。

東京駅構内および地下街、有楽町の高速道路下飲食街にある施設(対象施設数 376 件)に対して、延べ 118 回の監視をしました。

製造業等(対象施設数 1,172 軒)に対して、延べ 279 回の監視をしました。

\* 千代田区内にある食品衛生法による製造業

菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業、食肉処理業、食肉製品製造業、水産製品製造業(魚肉ねり製品製造業)、冷凍食品製造業、清涼飲料水製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業(みそ製造業)、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、添加物製造業等

学校、保育園、高齢者福祉施設等の給食施設は 98 施設あり、延べ 120 回立入り検査を実施しました。

#### (4) 弁当などの路上販売への監視

路上販売状況を把握するために、路上弁当販売監視員による監視を年 85 日実施し、延べ 1,583 回監視しました。

#### (5) 一斉監視

一斉監視は、学校・社会福祉施設の給食、大規模飲食街に対する監視、夏季および歳末に東京都や他の特別区と協力して実施する一斉監視と、千代田区内で行われたイベントの監視指導があります。

一斉検査は延べ 300 件(令和3年度 304 件)行いました。

### 2 表示監視品目数

食品表示について、計 1,564 品目(うち輸入食品 57 品目)の食品・添加物について、食品表示法上適正な表示がなされているか、監視しました。

その結果、248 品目(違反率 15.8%)について、表示内容が法違反、又はその疑いがあることを確認したため、営業者に対して是正指導を行い、必要に応じて関係自治体へ、指導依頼の通報を行いました。

**Ⅱ 食品衛生法の違反者に対して関係する自治体と連携して速やかに調査し、必要な場合は厳正に処分を行いました。処分を行った場合は処分内容を千代田区ホームページなどで公表しました。**

#### 1 食中毒・食中毒を疑う苦情や感染症などの調査

令和4年度、発症者や、発症者を診察した医療機関からの届出に基づき、84 施設・関係者 406 名などの調査を迅速に行い、原因究明に努めるとともに、被害の拡大を防止しました。

その結果、食中毒事件を発生させた8施設の飲食店営業者に対して、区長名で営業等停止命令の不利益処分を行いました。

#### 2 食中毒事件を除く、食品衛生法違反食品などの調査

食中毒事件を除く、食品衛生法の違反、若しくは違反の疑いがある食品や営業者に対して、合計 63 回(うち輸入食品 32 回)の調査・指導を行いました。

また、令和5年2月、3 月には、腸管出血性大腸菌 O26 が検出された冷凍馬刺しについて、流通調査、及び区ホームページでの注意喚起を実施しました。

令和4年度は、食品衛生法の違反として区が販売禁止命令などの処分を行った事例はありませんでした。

#### 3 苦情調査

令和4年度に受け付けた苦情は、計 230 件ありました。施設や事業者に対して食品の取扱い状況等を調査し、適切な処置と解決に努めました。関係事業者が区外の場合には、当該製造所、又は輸入者を所管する自治体へ調査を依頼しました。

### Ⅲ 食品の安全性に関する情報の積極的な提供に努めました。また、保健所と区民の皆さま、及び食品にかかわる仕事をしている皆さまとの間で、食品の安全性についての意見交換を行い、食品衛生に関する事業に反映しました。

#### 1 講習会の実施

令和4年度実績 合計 14 回（令和3年度 28 回）  
人数 226 名（同 170 名）

そのうち、区民および在勤・在学者を対象とした講習会を 1 回開催し、7 名の受講がありました。  
また、令和4年 11 月、区公式 YouTube チャンネルに食品表示講習会の動画を掲載しました。

#### 2 街頭活動、印刷物による情報の提供

食品衛生に関する情報提供及び、区民の皆さまに緊急にお知らせする情報等について、区ホームページ、広報千代田への掲載、区施設の窓口で資料配布しました。

また、食品衛生カレンダーを 5,000 部作成し、食品事業者だけでなく、学校・社会福祉施設に送付して、各ご家庭に届けました。

令和4年 11 月には令和2年度以降実施していなかった駅頭キャンペーンにて、食品衛生に関する啓発物品 2,000 部を配布しました。

#### 3 情報・意見の交換

食品衛生に関して、区民・営業者・行政の相互間で、情報・意見の交換を行いました。

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 令和4年5月9日  | 第1回千代田食品衛生協会自治指導員講習会    |
| 令和4年6月17日 | 千代田区食品衛生推進会議            |
| 令和4年9月    | 千代田区区政モニターアンケート回答       |
| 令和4年9月5日  | 第2回千代田食品衛生協会自治指導員講習会    |
| 令和4年12月   | 食品衛生監視指導計画(素案)に関する意見提募集 |

問い合わせ先 千代田区九段南1-6-17 千代田会館8階 生活衛生課 食品衛生係  
電話 03-5211-8168、8169(直通)FAX 03-5211-8193